

# 消費税率の段階的引き上げに伴う 住宅取得の給付措置で与党が合意！

自民・公明両党は、平成 26 年 4 月以後の 2 段階にわたる消費税率引き上げに伴う低所得者向けの住宅取得に係る給付措置に合意した。

平成 25 年度税制改正大綱では、基本的考え方の中で「給付措置の具体的な内容については、税制措置とあわせた全体の財源を踏まえながら検討を進め、遅くとも今夏にはその姿を示すこととする。」とされており、今回その内容が以下のように明らかにされた。

## 1. 給付額

給付額は、消費税率及び収入に応じ、以下のとおりとする。

### ①消費税率 8%適用時

収入額の目安	給付額
年収 450 万円以下	30 万円
年収 450 万円超 475 万円以下	20 万円
年収 475 万円超 510 万円以下	10 万円

### ②消費税率 10%適用時

収入額の目安	給付額
年収 450 万円以下	50 万円
年収 450 万円超 525 万円以下	40 万円
年収 525 万円超 600 万円以下	30 万円
年収 600 万円超 675 万円以下	20 万円
年収 675 万円超 775 万円以下	10 万円

\*「収入額の目安」は標準的な世帯（夫婦及び中学生以下の子 2 人）で、夫が取得する場合の収入額の目安であり、実際の給付に当たっては、住民税納付額などの客観的基準によって給付額を設定する。

## 2. 給付対象

原則として住宅ローン利用者が対象とされ、新築住宅の場合は、床面積 50 m<sup>2</sup>以上で、施工中等の検査で一定の品質が確認されたもの。中古の場合は、消費税課税対象取引で取得したもので、床面積 50 m<sup>2</sup>以上、現行の耐震基準を満たし、売買時等の検査で品質が確認されたものが対象となる。

2013 年（平成 25 年）

8 月 5 日（月）

監修：益本公認会計士・税理士事務所

## Scope

### 現金取得の際の 給付金

現金で取得した場合でも、一定の場合は、給付金が受けられます。①新築住宅の場合は、50 歳以上で年収 650 万円以下の者が、住宅金融支援機構のフラット 35S の融資基準を満たす省エネ住宅を取得した場合。②中古住宅の場合は、50 歳以上で年収 650 万円以下の者が取得する場合。また、この年収の目安は、世帯単位でみるのではなく、個人の収入でみることであります。